掲載期間：R6.7.31迄

内閣府 Cabinet Office

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

座間味村住民税均等割のみ課税世帯 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 本給付金（１世帯あたり**10**万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

１世帯あたり**10**万円

給付金の支給時期

座間味村が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

①令和５年１月１日以前から座間味村にお住まいの世帯

②令和５年１月２日以降に座間味村に転入した方がいる世帯

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります
令和6年6月下旬より発送します。

申請期限：令和6年7月31日（水）

令和5年12月１日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年6月20日（木）
～令和6年7月31日（水）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】住民課窓口、阿嘉慶留間出張所、役場HPなど

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

給付金の支給手続き

Ⅰ 令和5年度住民税において、「均等割のみ課税されている世帯」

世帯の全ての方が、令和5年１月１日以前から座間味村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、座間味村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、座間味村に**返信してください**。

【確認事項】

①住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみからなる世帯ではないこと

②住民税非課税世帯を対象とした令和5年度の座間味村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（7万円）を受給した世帯ではないこと

③令和５年１月２日以降に国外から日本に転入した方のみで構成される世帯ではないこと

Ⅱ 令和５年１月２日以降に座間味村に転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に座間味村住民課窓口に、直接または郵送でご提出ください。

令和6年1月～3月までに実施した座間味村住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給された方は本給付金の対象外となります。

住民税均等割のみ課税とは

- 住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。
- 前年に一定の所得があるかたは全員に一律に負担いただくのが「均等割」で、所得金額などに応じて負担いただくのが「所得割」です。
- 本給付金における「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税で、「所得割」が非課税のかたです。
- 住民税は、その年の１月１日現在において居住する住所地で課税されます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

座間味村役場　住民課　臨時特別給付金　担当　**098-896-4045**
受付時間　平日9:00～17:00